

○上天草市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年5月17日条例第38号

改正

平成20年9月24日条例第34号

平成24年12月27日条例第29号

平成29年3月29日条例第18号

上天草市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、上天草市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

**第2条** 政務活動費は、上天草市議会議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

**第3条** 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額2万円を基礎として、年度ごとに当該年度分を一括して交付する。

2 政務活動費は、毎年度4月に、当該年度に属する月数分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日にあたる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の30日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を交付日とする。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

**第4条** 政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日にあたる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

**第5条** 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の推進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

**第6条** 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費収支報告書（別記様式）により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書又は当該支出の事実を証する書類の写しを添えて、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったとき（任期満了により議員でなくなる者が、当該任期満了の日の翌日において新たに任期が開始した議員となったときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(透明性の確保)

**第7条** 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

**第8条** 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において市政の政務活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を遅滞なく返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

**第9条** 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の属する年度における政務調査費は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年5月に交付する。

附 則 (平成20年9月24日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月27日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

(上天草市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例による改正後の上天草市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の上天草市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月29日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上天草市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

項目	内容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費、議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
調査旅費	議員が調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費

資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請・陳情活動を行うために必要な経費
事務費	議員が行う活動に必要な事務用消耗品の購入等に要する経費

別記様式（第6条関係）

平成 年 月 日

上天草市議会議長 様

議員名 印

平成 年度政務活動費収支報告書

上天草市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 収入（政務活動費） \_\_\_\_\_ 円  
2 支出 \_\_\_\_\_ 円

(単位：円)

項目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
事務費		
合計		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

- 3 残額（市へ返還） \_\_\_\_\_ 円